

プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

(八戸駅西地区駅前保留地購入事業者募集要項に係るプロポーザル)

1. 趣旨

本要領は八戸駅西地区駅前保留地購入事業者募集要項に係るプロポーザルにおいて、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に必要な事項について定めるものとする。

2. 対象者

八戸駅西地区駅前保留地購入事業者募集要項に係るプロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングは、同募集要項への申込をした者を対象に実施する。

3. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日時

令和5年11月予定

※タイムスケジュール、順番等を含め、9月末日迄に案内します。

(2) 実施場所

八戸市庁予定

※9月末日迄に別途案内します。

(3) 順番

申込みの受付が遅かった者から順に実施する。

なお、終了した者は終了次第、速やかに解散すること。

(4) 出席者

計5名以内(1社申込の場合。グループ申込の場合も1グループで計5名以内)の出席とする。

(5) 実施方法

① プレゼンテーション及びヒアリングは、先に参加申込者がプレゼンテーションを行った後、審査員がヒアリングを行う。

② プレゼンテーションの際に用いることの出来る資料は、要項に定める申込提出書類の範囲に限るものとする。

③ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。

④ 1者もしくは1グループにつきプレゼンテーションは10分以内、審査員によるヒアリングは10分から20分以内とする。

⑤ 入室後の準備及び片づけ退室は各10分以内に行うものとする。

(6) 留意事項

- ① プレゼンテーションにあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。
- ② 機材について、パソコン及びプロジェクターは事務局で用意するが、不具合に備え参加者も持参すること。当日はどちらを使用しても構わない。スクリーンは事務局で用意する。詳細については、別途、参加者へ案内する。
- ③ プレゼンテーション時の投影においては、予め提出した提案書の内容以外の投影を禁止とする。
- ④ プレゼンテーション開始時刻に遅刻した場合は失格とする。
ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等によりやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- ⑤ プレゼンテーションは事務局進行役の指示に従い実施するものとする。
- ⑥ プレゼンテーションの時間計測は事務局進行役にて行い、プレゼンテーションの終了5分前からその旨を告知する。
- ⑦ プレゼンテーションは日本語で実施することとする。
- ⑧ 不正なプレゼンテーション等が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、本実施を中止し、又は実施日を延期することがある。
- ⑨ プレゼンテーションの準備や進行に関する問い合わせは、参加提案書の提出者に限り下記の問い合わせ先にて受け付け、主な回答内容等については、参加提案書の提出者全員に周知します。

【お問い合わせ先】

八戸市 都市整備部 都市政策課 区画整理グループ
住 所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
電 話：0178-43-9128
Eメール：toshisei@city.hachinohe.aomori.jp
担 当：田鎖